

## 解説

## 一審の原因不明の死体は異状死体として有罪は二審で破棄

異状死体の話は、300回を超える講演や、各種原稿でさんざん話をしていますが、いまだに理解されていないようなので、本紙でも説明しておきます。最高裁判例というのは東京都立広尾病院事件の判例です〔最高裁判所平成16年4月13日判決(判例タイムズ 2004; 1153: 95)〕。

この事案は、慢性関節リウマチを患った女性患者が平成11年2月10日に東京都立広尾病院で左中指滑膜切除手術を受け、翌日に看護師が誤って消毒薬ヒビテングルコネート液入り注射器をヘパリンナトリウム生理食塩液注射器と思い込んで点滴ラインから注射し、急変したという明白な医療過誤のケースです。

主治医は、蘇生処置を試みたのですが、平成11年2月11日午前10時44分に死亡を確認しました。最終的には病理解剖でヒビテン注射による急性肺塞栓症による右室不全が死因と認定されています。主治医は病院長と相談しましたが、病院長は東京都の幹部に相談し、幹部(事務方)は結局、警察への届け出を止めたので遅れ、22日に初めて届け出されたため、主治医と病院長、東京都の事務方が異状死体の届け出義務違反の「共同正犯」(刑法第65条1項)あるいは公文書偽造犯として起訴されました。事務方幹部は、なぜか医師でないという理由で故意を欠くとして無罪(東京地裁平成13年8月30日判決、判例時報 2002; 1771: 156)になりました。

病院長だけが最高裁まで争ったのですが、東京地方裁判所平成16年1月30日判決(判例時報 2004; 1861: 140)は、患者の心当たりのない急変、「看護師がヘパロックする際、ヘパ生と消毒液のヒビグルを間違えて注入したかもしれないと言っている」と聞かされたこと、心臓マッサージの最中に患者の右腕には色素沈着のような状態があることに気付いていた

訴訟リスクから見る  
日常診療の落とし穴

監修：弁護士® 田邊昇(中村・平井・田邊法律事務所)

CASE  
3

## 異状死体

Q: 異状死体の届け出義務違反として最高裁判例に照らし、医師Aが処罰されるものの組み合わせはどれか。医師法第21条以外の法律は考えなくてよい。

## 選択肢

- ①受け持ち患者が急変したとの知らせを受けて蘇生処置をする際に、研修医が10%リドカインを1%と誤って静注したらしいことを聞いたが、24時間以内に警察に届けなかった。
- ②心臓外科の手術中、明らかなミスで冠動脈を破綻させた。術後、心筋梗塞で死亡したが、外部からはわからないことを幸い、自分の医療過誤が露見するのを恐れて警察には届けなかった。
- ③救急搬入され検案したが、喉に割りばしが突き刺さっているのを見落として、そのまま死亡。死因不明であったが、警察には届けなかった。
- ④不明熱で入院中の担当患者が急変したのを死亡診断した。原因がよくわからない青色の皮疹が体表に多数見られた。何か感染症かとは思うものの、警察には届けなかった。

下段左にMTpro (<http://mtpro.jp>) 投票結果と会員の意見を掲載

ことを認定、この時点で死因不明なので異状死体の認識があったと認定しています。いわゆる法医学会基準(日法医誌 1994; 48: 357-358)を採用して、原因不明の死体は異状死体として有罪判決を下したのです。

ところが、控訴審の東京高等裁判所平成15年5月19日判決(判例タイムズ 2004; 1153: 99)は「主治医が平成11年2月11日午前10時44分ころ、患者の死亡を確認した際、その死体を検案して異状があると認識していたものと認めた原判決の認定には誤りがあるというべきである」として、原判決を破棄しています。原判決の破棄というのは誤りであることを明確に宣言するもので、よほどの場合になされます。

最高裁の異状死の定義は  
「外表面に明白な異状がある場合」

東京高裁は「死体の検案とは、既に述べたとおり、死因を判定するために死体の外表検査をすることであ

るところ、事実関係によれば平成11年2月11日午前10時44分ころ、医師が行った死体の検案、すなわち外表検査は患者の死亡を確認すると同時に、死体の着衣に覆われていない外表を見たことにとどまる。異状性の認識については、誤薬の可能性につき他の医師から説明を受けたことは上記事実関係のとおりだが、心臓マッサージ中に患者の右腕の色素沈着に気付いていたとの点については、以下に述べるとおり証明が十分であるとはいえない。「以上によれば、同日午前10時44分ころの時点のみで、医師が患者の死体を検案して異状を認めたものと認定することはできず、この点において原判決に事実誤認があり、判決に影響を及ぼすことが明らかである」と言っています。

これは、きわめて明快な異状死体の定義で、「異常な経過」による死体であるとの認識がある場合であっても、外表面に「異状」が明確でなければ異状死体ではないと明言しているものです。そして、最高裁の上告審でも異状死体の定義は変更されていません。「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することを言い・・・」と、明白に異状死体

の定義をしています。判例評釈はほとんどが、それに続く「当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない」といった判旨部分のみを紹介しているものが多く、困ったものです。最高裁の異状死の定義は「外表面に明白な異状がある場合」ということを覚えておきましょう。

医師法第21条1項が医療過誤に  
届け出義務を課すなら違憲

2001年の外科系13学会「診療に関連した異状死について」という声明は、異状死体に当たらなくても倫理上医療過誤があれば警察に届けるべきとしています。しかし、これは異状死体の定義でもなんでもなく、強い批判を招いています(児玉安司: 医療事故情報の警察への通報, ジュリスト 2003; 1249: 68-80)。そもそも医師法第21条1項は黙秘権(憲法第38条1項)を侵害するとして違憲説が有力で〔高山佳奈子(京都大学刑法教授), 「異状死体の届出義務」医療判例百選(有斐閣)8ページ, 佐伯仁志(東京大学刑法教授: 異状死体の届出と黙秘権, ジュリスト 2003; 1249: 77)〕。違憲説を回避するために東京高裁、最高裁は合憲限定解釈として、外表面の異状のみを異状死とする定義を採用したのです。

医師法第21条1項は刑事罰がある規定です。最高裁昭和47年11月22日判決(判例タイムズ 1972; 285: 141)によると、「憲法第38条1項による保障は、純然たる刑事手続以外においても、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続きには等しく及ぶものである」としており、医師法第21条1項が医療過誤に届け出義務を課すとすれば、明らかに違憲です。厚生労働省の医療事故調査構想は、医師に罰則付きで医療過誤を届けるよう義務付けようとしているトンデモ立法だといえることができます。

また、最高裁判例に照らして、外表面に明白な異状がない場合には警察に届ける必要は一切ないことを医師会は会員に通知すべきでしょう。

A: ④ 死因不明や医療過誤は「異状」には当たらない

(毎月第1週号に掲載します)

## MTpro 投票結果

## 事件性かつ死因不明である点が届け出義務を伴うとの意見も

2009年11月5～16日に実施、投票したMTpro医師会員は90人。結果は、③が41.2%と最も多く、次いで②が25.5%、④は17.7%、①が15.7%であった。会員からは、②のコメントとして「死亡に関係する処置または出来事に、警察に届けなかった医師は直接関係していない」、投票数が最も多かった③では「事件性を持ち、かつ死因不明である点が届け出義務を伴うと思われたため」などが寄せられた。

## ■ 田邊弁護士®のコメント

最高裁の異状死体の定義は、残念ながらあまり知られておらず、異状死体や診療関連死を検討している学会の重鎮や、医療側の弁護士にもほとんど浸透していません。私自身も学会の教育講演、医師会などで再三お話していることですので、わかってもらわないと困るのですが、今回の投票で正解者もあり、外表面説を回答コメントに挙げていただいた先生方がおられたことはたいへんうれしく思います。異状死体は「外表面の明白な異状」、これで決まりなのです。

## ◀ 今月の出題 ▶

## CASE 4 不法行為の法律上の問題

Q: 次のなかで裁判例などに照らして誤っているものを1つ選べ。

## 選択肢

- ①暴走族が信号無視してバイク走行していた際、スピード違反のトラック運転手の運転ミスによりぶつかって救急病院に搬送された。救急医Aの輸血判断がやや遅く死亡した。遺族は運転手には損害賠償額の全額を請求できないが、A医師には損害額の全額を支払うよう請求できる。
- ②非常に多忙な医療法人立の病院に勤務するB医師は、手術後の患者観察を怠ったために患者が死亡。遺族に損害賠償の全額を支払った医療法人は、支払い額の一部をB医師に請求できる。
- ③前医である開業医の診断遅延で進行した乳がんを手術したC医師は、結局乳がん死した患者の遺族から損害賠償を請求された。遺族は開業医の古くからの友人だということで、開業医から損害の1%程度の見舞金だけもらい和解。遺族はC医師に対して損害額全額を請求できる。
- ④医師Dは手術後の医療過誤を理由に患者から200万円請求されたが、手術までの適切な診療費の未払いが200万円以上。支払うべき200万円を未払い診療費で相殺して支払いを免れられる。

MTpro (<http://mtpro.jp>) では、本日12月3日から投票、コメント募集を行っています